

# 本日の会議について

# 1. 総合戦略の進展度評価について

# 1. 総合戦略の検証（進展度の評価）

## 総合戦略とは

総合戦略は、**まち・ひと・しごと創生法**（平成二十六年法律第三十六号。以下「法」という。）に基づき、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方等を踏まえ、**人口減少対策や地域経済活性化等を目指す地方創生の推進のための計画**として策定。

総合戦略の策定に当たっては、**産学金労言**と呼ばれる各団体との意見を踏まえながら策定することが望ましいとされており、本市においては、「総合計画審議会」にて意見交換を実施。

意見を踏まえた策定した基本目標（右表）に基づいて、地方創生関連事業を展開している。



### 基本目標

#### 1 働く場の創出・人材育成

多様な働き方を認め合い、若者が地元で働き、女性や高齢者、障がい者等、誰もが役割を持ち、地域産業の担い手として活躍している

#### 2 新しいひとの流れ・ひとの交流

個性輝く鳥羽の魅力が伝わり、国内外から人が訪れている

#### 3 誰もが活躍できるまち

ライフステージに応じた希望が叶えられ、誰もが居場所や役割を持っている

#### 4 地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保

鳥羽の風土に応じた安心できる暮らしが守られている

#### 5 連携施策等

地域の実情に合わせた施策が取り組まれている

## 検証

- 総合戦略の検証にあたっては、鳥羽市総合計画審議会並びに市議会において予算措置の状況等をふまえて P D C A サイクルを実施。
- 基本目標に係る数値目標や具体的な取り組み・施策に係る重要業績評価指標（K P I）をもとにして各施策の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、必要に応じて取組方向等の見直しや改訂を実施。

内部評価  
(庁内)

外部評価  
(総計審)

戦略修正  
(必要にお応じて)

予算措置

事業実施

内部評価  
(庁内)

.....

本日の  
依頼事項

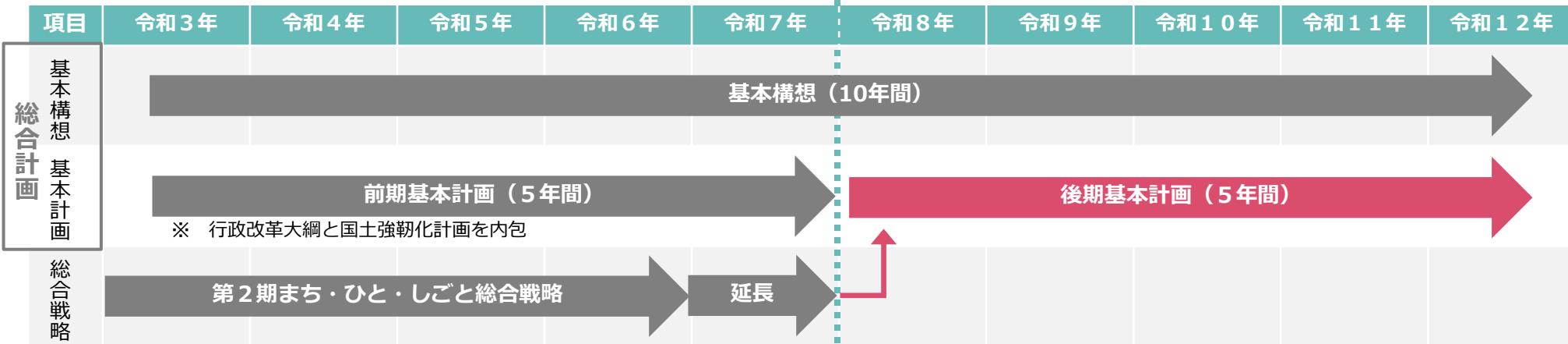
- ① 評価案について事務局案でよろしいかご確認いただきたい。
- ② 次年度以降の戦略に反映するためのご意見をいただきたい。

## 2. 総合計画後期基本計画の策定について

# 総合計画と総合戦略の一体策定

## 概要

- 総合計画前期基本計画が令和7年度で計画期間満了となるところ、総合戦略は本年度に計画期間の満了を迎えることから、両計画の計画期間のずれを解消することで、効率的・効果的な市営運営が期待できることから、総合計画後期基本計画と次期総合戦略を一体策定する。



## 総合計画とは

市の最上位計画であり、まちづくりの目標を明らかにするとともに、市民と行政が共通の理念のもと目標実現に向かって行動する指針として行政運営全般について定めています。なお、前期基本計画は、国土強靭化計画及び行政改革大綱と一体的に策定。

総合計画では、将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現を掲げ、以下の政策の柱ごとに施策展開を図ることとしている。

1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち  
(子育て、教育・人材育成、交流の促進)
2. 人が集い活力あふれるまち  
(観光の魅力向上、産業振興と経営の安定化、就業・起業)
3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち  
(環境保全・自然共生・生活環境)
4. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち  
(福祉、安全安心な暮らし、保健医療・各種手続き)

## 政策の柱

## 総合戦略とは

総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方等を踏まえ、人口減少対策や地域経済活性化等を目指す地方創生の推進のための計画として策定。なお、国は、社会情勢の変化を受け、「デジタルの力」を活用した地方創生の加速化・深化を方針建っている。

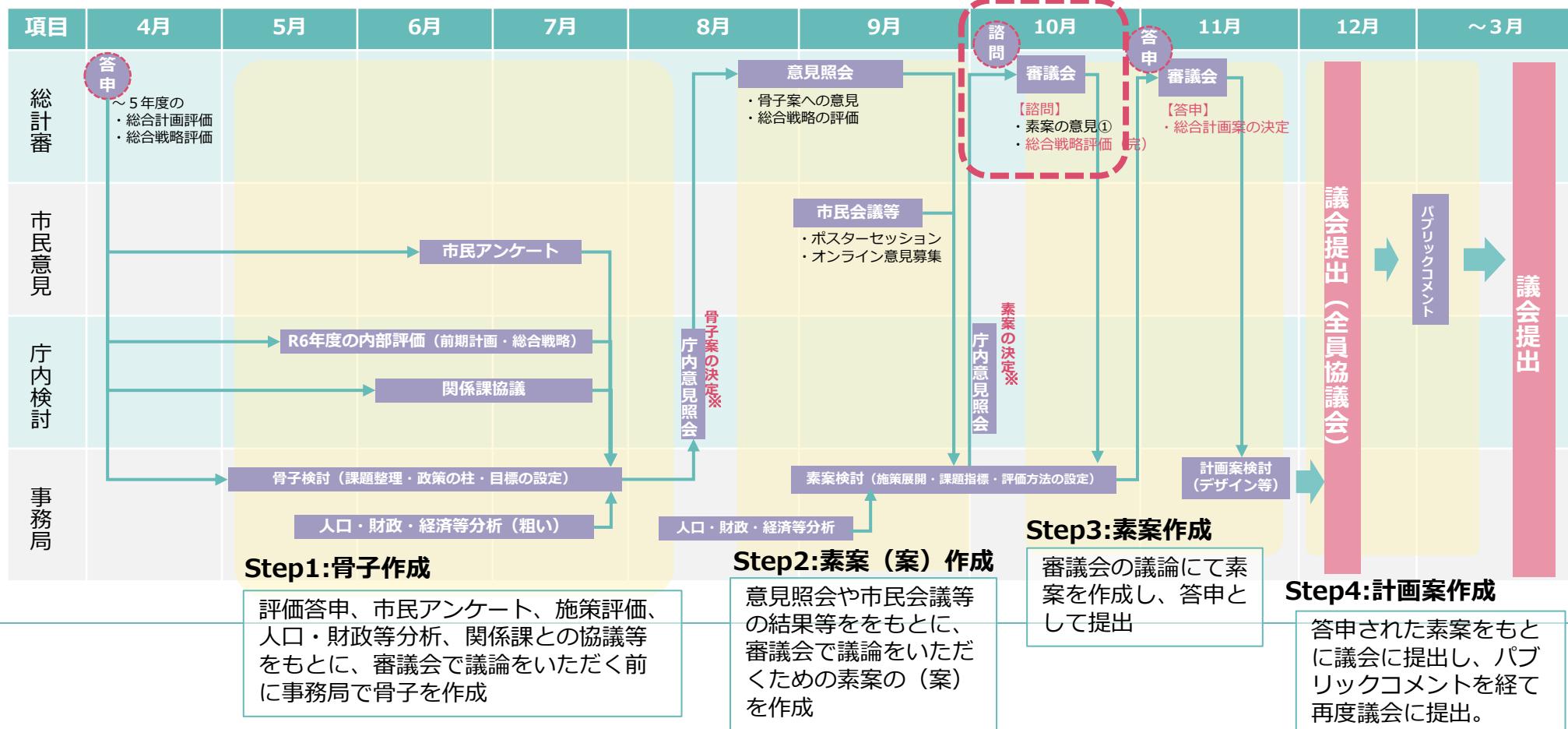
- 1 働く場の創出・人材育成：多様な働き方を認め合い、若者が地元で働き、女性や高齢者、障がい者等、誰もが役割を持ち、地域産業の担い手として活躍している
- 2 新しいひとの流れ・ひとの交流：個性輝く鳥羽の魅力が伝わり、国内外から人が訪れている
- 3 誰もが活躍できるまち：ライフステージに応じた希望が叶えられ、誰もが居場所や役割を持っている
- 4 地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保：鳥羽の風土に応じた安心できる暮らしが守られている
- 5 連携施策等：地域の実情に合わせた施策が取り組まれている

# 第六次鳥羽市総合計画後期基本計画策定スケジュール

## 目的

- 第六次鳥羽市総合計画基本構想で示された将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現のため、前期基本計画の評価をもとに今後取り組むべき施策を検討し、後期基本計画として取りまとめる。なお、まち・ひと・しごと創生法に定める本市の総合戦略が同じく計画期間満了を迎えるため、その基礎となる人口ビジョン（平成27年策定）も包含した総合戦略と一体的な計画として策定する。（計画期間：令和8年度から令和12年度まで、5か年）

## 策定スケジュール



## 本日の 依頼事項

- ① 素案について、以下の点を確認いただき、ご意見をいただきたい

### (1) 指標

⇒ 「施策の展開方向の進捗を測る指標」のご確認をお願いします。

### (2) 施策内容

⇒ 「施策の展開」等について、内容のご確認をお願いします。



いただいたご意見を踏まえて、素案の完成に向けた内容精査を行います。

以下、参考

# (R7.8.20付け) 審議会委員への意見照会

## 意見照会をしたい内容

- (1) 鳥羽市総合計画後期基本計画の骨子に対するご意見
- (2) 総合戦略に掲げる基本目標に関する評価（5項目）

### (1) 鳥羽市総合計画後期基本計画の骨子に対するご意見

- 鳥羽市総合計画後期基本計画の策定を進めており、答申や市内部の担当課による内部評価を踏まえ、政策の柱・施策分野等を整理し、現状の課題や取り組みをまとめ、行政改革大綱・国土強靭化計画・総合戦略の概要を統合して、本計画の骨子案を作成。
- 別添の「鳥羽市総合計画後期基本計画（骨子案）」を確認いただき、ご意見ある場合には「意見票1」にて記載をお願いするもの。  
※ 必ずしもすべての項目を記載する必要はない。

### (2) 総合戦略に掲げる基本目標に関する評価（5項目）

- 総合戦略について、令和2年度～令和6年度までの内部評価をとりまとめた。
- 「基本目標」の数値目標や具体的な取組・施策にかかる「重要業績評価指標（KPI）」の推移等をもとに、内部評価の結果を踏まえ、「基本目標（将来の姿）」の進展度の評価をお願いするもの。
- 前回同様に評価対象は「基本目標1～5」の5項目とし、「ア 達成度合いの評価」と「イ施策に関する意見等」をご記入いただく。

#### ア 達成度合いの評価

- ・ 基本目標ごとに設定する「数値目標」及び具体取組ごとに設定する「重要業績評価指標（KPI）」をもとに、A～Dの4段階で評価。  
A…順調 B…概ね順調 C…やや遅れている D…遅れている
- ・ A～Dの評価は、原則全項目について記入。
- ・ 資料等では判断が難しい場合など、評価が困難な場合は、その旨を意見欄に記入。

#### イ 施策に関する意見等

- ・ 各目標のA～D評価の理由や取組に関する意見・要望等を記入
- ・ 質問等がある場合もこの欄に記入。  
※ 各委員が専門とする分野や興味・関心のある分野を中心に記入（すべての施策についてコメントいただく必要はない。）

# (参考) 後期基本計画策定に係る質問・答申の整理

## 質問 (R7.2.6)

令和7年2月6日

鳥羽市総合計画審議会  
会長 板井 正斎 様

鳥羽市長 中村 欣一郎  
(公印省略)

第六次鳥羽市総合計画「前期基本計画」及び「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価並びに「後期基本計画」の策定について（質問）

本市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第六次鳥羽市総合計画「前期基本計画」を策定し、市民福祉の向上と持続可能なまちづくりの実現に向けた施策を推進してまいりましたが、本計画は次年度をもって計画期間満了となることから、貴審議会において客観的な評価とご意見を賜りたく存じます。

また、あわせて令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間における成果についても客観的評価をいただき、本市の今後の施策推進に役立てたいと考えております。

さらに、いただいたご意見等をもとに、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「鳥羽市総合計画後期基本計画」を、令和7年度において策定するにあたり、貴審議会でご審議いただき、広範な視点からご提言をいただきたく、ここに質問いたします。

## 答申 (R7.3.31)

令和7年3月31日

鳥羽市長 中村 欣一郎 様

鳥羽市総合計画審議会  
会長 板井 正斎

第六次鳥羽市総合計画「前期基本計画」及び「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価について（答申）

令和7年2月6日付け貴職の質問に基づき第六次鳥羽市総合計画「前期基本計画」及び「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進展度に関する評価について、別添のとおり答申します。

本計画の推進及び後期基本計画の策定にあたっては、本市の将来像である「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現に向け、実効性のある取り組みの展開に十分配慮されることを要望します。

(1)  
計画・戦略  
の評価

(2)  
後期基本計画  
の策定

- 提言を踏まえて事務局にて素案（案）を作成  
※ 事前に委員の意見を徴取するため、素案（案）作成前の、「骨子」の段階で意見照会を実施。
- 素案（案）ができた段階（9月を想定）で、再質問による審議会を開催。
- 審議会による審議の結果、11月上旬～中旬には、答申として素案を提出する。

完

# (参考) 鳥羽市総合計画審議会条例 (昭和60年9月30日条例第23号)

## (設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議するため、鳥羽市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、総合計画の確定の日までとする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (専門委員)

第5条 審議会に、特定の事項について調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、特定の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解くものとする。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥羽市基本構想審議会条例（昭和46年条例第1号）は、廃止する。

## 附 則（昭和63年6月29日条例第21号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

## 附 則（平成2年12月26日条例第33号抄）

### (施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

## 附 則（平成19年2月1日条例第1号抄）

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## (参考) 鳥羽市総合計画審議会委員 (第6次鳥羽市総合計画 (R3~R7))

区分		団体名	役職・氏名
1	三重県	三重県南勢志摩地域活性化局	局長 川北 敏
2	学識経験者	皇學館大学	准教授 池山 敦
3	産業	観光業 鳥羽市観光協会	会長 原田 佳代子
4		商工業 鳥羽商工会議所	常議員 村瀬 敬一
5		農業 伊勢農業協同組合	常務理事 竹内 隆典
6		漁業 鳥羽磯部漁業協同組合	常務理事 濱口 利貴
7	小中学校	鳥羽市小中学校長会	校長 椿 美幸
8	金融	鳥羽金融会 (商工会議所常議員)	百五銀行鳥羽支店長 山下 正芳
9	労働	一般社団法人 伊勢志摩労働者福祉協議会	事務局長 角谷 嘉彦
10	言論会	株式会社 ZTV	課長 大西 伸正
11	労働	伊勢公共職業安定所	所長 杉岡 一幸
12	市民代表 (住民団体)	鳥羽市自治会連合会	副会長 勢力 吉男
13	公募委員	市民	今井 緑
14	公募委員	市民	濱口 和美
15	高等専門学校	鳥羽商船高等専門学校情報システム工学科	教授 江崎 修央

※ 委嘱期間：令和3年8月1日～令和8年3月31日

※ 名簿は令和7年9月29日時点